

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成28年7月30日 10時30分ごろ
発生場所	福井県敦賀市敦賀港 敦賀港金ヶ崎防波堤灯台から真方位348° 1.1海里付近 (概位 北緯35° 40.9′ 東経136° 03.2′)
事故の概要	漁船大城丸は、南進中、また、プレジャーボートBaron II世は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成28年10月14日、主管調査官（神戸事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船大城丸、1.8トン FK3-10162（漁船登録番号）、個人所有 第251-12486号（船舶検査済票の番号） B プレジャーボート Baron II世、5トン未満（長さ3.36m） 250-48748福井、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、二級小型
負傷者	なし
損傷	A 船首部に擦過傷 B 船尾外板に亀裂、船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 満潮時
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、約8.5ノットの対地速力で南進していた。 船長Aは、左舷方の水上オートバイ及びミニボートの動静に注意を向けて航行していたところ、衝撃を感じた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、友人（以下「同乗者」という。）1人を同乗させ、船首を南方に向けて錨泊し、釣りを行っていた。 船長Bは、船尾方約1,000mに接近するA船を認め、いずれA船がB船を避けてくれるものと思っていたところ、避ける気配がないので、A船に両手を振って大声をあげたものの、危険を感じ、同乗者と共に海に飛び込んだ。 B船は、錨泊中を示す形象物を掲げていなかった。
分析	A船は、船長Aが、左舷方の水上オートバイ及びミニボートの動静に注意を向け、前路の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付かなかったものと考えられる。

	<p>B船は、錨泊中、船長Bが、避航の気配がなく接近するA船に対し、両手を振って大声をあげたものの、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、船長Aが、見張りを適切に行っていなかったため、A船が錨泊中のB船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li><li>・ 有効な音響による信号を行うことができる手段を講じておくこと。</li><li>・ 錨泊中は、錨泊を示す形象物を掲げること。</li></ul>